

## 報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市都市計画税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、海老名市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月1日提出

海老名市長 内野 優

### 提案理由

地方税法の一部改正に伴う所要の改正措置について、急施を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

海老名市長 内野 優

記

海老名市都市計画税条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

## 海老名市都市計画税条例の一部を改正する条例

海老名市都市計画税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第2項から第7項まで、第9項及び第10項中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第13項中「第32項」の次に「、第36項」を加え、「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例による改正後の海老名市都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。